

令和3年4月28日開会

## 令和3年4月茨城県議会臨時会議案

茨 城 県



## 令和3年4月茨城県議会臨時会議案目次

	頁
第92号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第1号)……………	1
報告第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について……………	3



予 算



## 第92号議案

### 令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和3年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,410,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,324,588,683千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 175,647,246	千円 25,699,356	千円 201,346,602
	2 国庫補助金	118,707,505	25,699,356	144,406,861
12 繰入金		37,374,483	3,710,931	41,085,414
	2 基金繰入金	35,848,210	3,710,931	39,559,141
歳入合計		1,295,178,396	29,410,287	1,324,588,683

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 生活環境費		千円 14,562,952	千円 21,636	千円 14,584,588
	2 防災費	1,626,569	21,636	1,648,205
5 保健福祉費		254,215,606	11,227,851	265,443,457
	1 厚生総務費	112,195,408	8,869,200	121,064,608
	6 医薬費	11,050,444	1,170,000	12,220,444
	8 公衆衛生費	51,050,197	1,188,651	52,238,848
8 商工費		176,723,991	18,160,800	194,884,791
	1 産業政策費	148,349,892	18,049,800	166,399,692
	4 観光物産費	2,141,416	111,000	2,252,416
歳出合計		1,295,178,396	29,410,287	1,324,588,683

報

告



## 報告第3号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和3年4月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記

### 茨城県県税条例等の一部を改正する条例

( 茨城県県税条例の一部改正 )

第 1 条 茨城県県税条例 ( 昭和 25 年茨城県条例第 43 号 ) の一部を次のように改正する。

第 60 条の 15 第 3 項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第 6 項中「記名押印し」を「当該免税軽油使用者の氏名又は名称を記載し」に改める。

第 65 条第 1 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「この条において同じ。」の次に「及び法附則第 12 条の 2 の 10 第 2 項から第 4 項まで」を加え、同項第 2 号中「同条第 1 項第 1 号イから八まで」を「同条第 1 項第 1 号イから二まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 法第 157 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号イ及びロ、第 2 号並びに第 3 号イ及びロに該当する令和 2 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車 ( 法第 149 条第 3 項に規定する令和 2 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。次項第 3 号において同じ。 )

第 65 条第 2 項中「及び」を「並びに」に改め、「第 149 条第 1 項」の次に「並びに法附則第 12 条の 2 の 10 第 3 項及び第 4 項」を加え、同項第 2 号中「同条第 2 項第 1 号イから八まで」を「同条第 2 項第 1 号イ及びロ」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 法第 157 条第 5 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号イに該当する令和 2 年度基準エネルギー消費効率等算定自動車

第 65 条第 3 項中「及び」を「並びに」に改め、「第 149 条第 1 項」の次に「及び法附則第 12 条の 2 の 10 第 3 項」を加える。

付則第 17 条の 2 第 1 項並びに第 17 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 17 条の 7 第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号中「法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 2 号に規定する政令で定めるもの」を「施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する自動車」に、「同号に規定する政令で定める」を「同条第 2 項に規定する」に改め、同項第 3 号中「法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 3 号に規定する政令で定める」を「施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 3 項に規定する」に、「軌道用車両又はこれらの車両に類するもので同号に規定する政令で定めるもの」を「又は軌道用車両」に、「同号に規定する政令で定める機械を含む。」を「鉄道用車両若しくは軌道用車両又は同条第 4 項に規定する機械」に改め、同項第 4 号中「法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 4 号に規定する政令で定める」を「施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 5 項に規定する」に、「同号に規定する政令で定める」を「同条第 6 項に規定する」に改め、同項第 5 号中「法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号に規定する政令で定める」を「施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項に規定する」に、「同号に規定する政令で定める」を「同項に規定する」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改め、同条第 5 項中「法附則第 12 条の 2 の 7 第 6 項に規定する政令で定めるもの」を「施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 11 項に規定する国際約束」に、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 17 条の 10 第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

付則第 17 条の 11 第 1 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に、「乗車定員 30 人未満の付則第 17 条の 11 第 2 項に規定する路線バス等にあつては、200 万円」を「乗車定員 30 人以上の付則第 17 条の 11 第 2 項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行の用に供する自動車 ( 空港法

第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第17条の11第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。」に改め、同条第3項中「附則第4条の11第5項」を「附則第4条の11第6項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。第6項において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第8項に規定する自動車に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額」とする。

付則第17条の11第5項中「法附則第12条の2の13第5項第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)若しくはバス(同条第9項に規定するものに限る。)(以下この項において「バス等」という。)又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)」に、「同法第41条」を「道路運送車両法第41条第1項」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準(法附則第12条の2の13第4項第1号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安基準をいう。)」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第17項」に、「令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第19項」に改め、同項を同条第7項とする。

付則第18条第2項中「、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第71条の12第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税

の種別割に限り」を削り、「第 71 条の 9 の規定中」を「同条の規定中」に改め、同条第 3 項中「掲げる自動車」の次に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車(自家用の乗用車を除く。）」が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(第 71 条の 12 第 1 項又は第 2 項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）」に限り、当該自動車が平成 31 年 4 月 1 日(自家用の乗用車にあつては、令和元年 10 月 1 日)から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 2 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第 71 条の 9 の規定中」を「同条の規定中」に改め、同条第 4 項中「附則第 12 条の 3 第 2 項(第 4 号及び第 5 号を除く。）」を「附則第 12 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号まで」に、「同表右欄中」を「それぞれ同表の右欄」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 法附則第 12 条の 3 第 5 項各号に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。))に対する第 71 条の 9 の規定の適用については、当該自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 5 年度分の自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 12 条の 3 第 6 項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に対する第 71 条の 9 第 1 項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 5 年度分の自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第 28 条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 11 号)第 13 条の規定による改正前の震災特例法」に改める。

付則第 31 条第 1 項から第 3 項までの規定中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 37 条に次の 1 項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における付則第 7 条の 4 の 2 第 1 項及び第 3 項並びに付則第 26 条の 4 第 3 項の規定の適用については、付則第 7 条の 4 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、同項及び同条第 3 項並びに付則第 26 条の 4 第 3 項中「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年茨城県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中茨城県県税条例付則第 16 条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

付則第 28 条及び第 29 条を次のように改める。

第 28 条及び第 29 条 削除

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の茨城県県税条例(次項において「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県知事 大井川 和彦